

## ■キャッシュカード機能一体型特約

### 第1条 適用会員

- (1) この特約は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）に対し、この特約及びJ P BANK VISAカード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）を承認のうえ、当行所定の方法で次条の一体型カード等の利用申込みをし、当行が適当と認めた方（以下「本会員」といいます。）に対して適用します。
- (2) この特約は、会員規定第1条（会員）第2項の家族会員に対しても適用します。（以下、本会員及び家族会員を「会員」といいます。）

### 第2条 一体型カード等

- (1) 一体型カードとは、会員規定第4条（カードの貸与と取扱い）第1項により当行が発行し貸与するカード（以下「クレジットカード」といいます。）に、当行所定の方法による通常貯金の預金者の申出により、当該貯金に係るキャッシュカードとしての機能（キャッシュカード規定において定められている利用の方法をいいます。以下「キャッシュカード機能」といいます。）を追加したカードをいいます。
- (2) 一体型家族カードとは、会員規定第4条（カードの貸与と取扱い）第3項により当行が発行し、貸与する家族カード（以下「家族カード」といいます。）に、当行所定の方法による前項の通常貯金の預金者の申出により、キャッシュカード機能を追加したカードをいいます。なお、当行は、本会員に一体型カードを発行し、貸与する又は貸与している場合に限り、家族会員に一体型家族カードを発行し、貸与します。
- (3) 一体型カードの家族カードに係る申込区分は、当行所定の区分のカードとします。

### 第3条 取扱店の範囲

一体型カード及び一体型家族カード（以下「一体型カード等」といいます。）によるこの特約における取扱いは、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下この条、第8条第1項②及び第9条第1項において「本支店等」といいます。）において取り扱います。ただし、取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。

### 第4条 一体型カード等の所有権

一体型カード等の所有権は当行に帰属します。

### 第5条 一体型カード等の発行

- (1) 一体型カードとゆうちょデビット会員規定第6条（本カードの貸与と取扱い）第1項に規定する「本カード」又はキャッシュカード規定第1条（カードの利用）のキャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます。）はいずれの組み合わせにおいても併用はできないものとします。キャッシュカードをお持ちの預金者が、一体型カードの申込みをし、当行より一体型カードの貸与を受けた場合は、お持ちのキャッシュカードを直ちに切断・破棄するものとします。
- (2) 前項については、一体型家族カードとキャッシュカード規定第9条（代理人のカード）の代理人のためのカード（以下「代理人カード」といいます。）の併用についても同様とします。また、既に当行より代理人カードを交付されている預金者が一体型家族カードを申し込む場合、その一体型家族カードの名義は代理人カードと同一名義に限ります。
- (3) 第1項後段（第2項により同様とされた場合を含みます。）による切断・破棄の前に会員に生じた不利益・損害等については、当行は一切責任を負いません。

### 第6条 一体型カード等の有効期限

- (1) 一体型カード等の会員規定第5条（カードの有効期限）の有効期限は、当行が指定するものとし、一体型カード等の券面上に印字された月の末日までとします。一体型カード等の場合、当行は、一体型カード等に係るキャッシュカード機能の取扱期間を指定することができます。
- (2) 有効期限の2か月前までに第9条第1項による利用の廃止の届出がなく、かつ、当行が引き続き会員として認める場合には、有効期限を更新した新しい一体型カード等とこの特約及び会員規

定を送付します。有効期限が経過した場合には、本会員は有効期限が経過した一体型カード等を直ちに切断・破棄するものとします。この切断・破棄の前に会員に生じた不利益・損害等については、当行は一切責任を負いません。

- (3) 一体型カード等の有効期限内におけるカード利用による支払については、有効期限経過後といえども会員規定を適用するものとします。

#### 第7条 一体型カード等のカードの再発行

- (1) 本会員は、一体型カード等の盗難、紛失、汚染又はき損その他これに準ずるものとして当行が認めた事由により一体型カード等の再発行を受けようとするときは、当行所定の方法により請求してください。当行が適当と認めた場合に限り、一体型カード等を再発行します。この場合、キャッシュカード規定第17条（カードの再交付）第1項のICキャッシュカードの再交付の請求があったものとして取り扱います。
- (2) 一体型カード等の再発行に当たり、本会員は、当行所定の方法により当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

#### 第8条 一体型カード等の偽造、盗難、紛失等

- (1) 一体型カード等の偽造、盗難、紛失等の場合、偽造、盗難、紛失等により一体型カード等が他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、会員は、速やかに次の①及び②の連絡先の双方に通知することとします。
- ① VJ紛失・盗難受付デスク  
（VJ紛失・盗難受付デスクの連絡先）0120-919-456
- ② カード紛失センター又は本支店等（以下「紛失センター等」といいます。）  
（カード紛失センターの連絡先）0120-794-889
- (2) 当行は、VJ紛失・盗難受付デスクにおいて会員から前項の通知を受けた場合は直ちに会員規定に定めるクレジットカードとしての機能（以下「クレジットカード機能」といいます。）を停止し、紛失センター等において会員から前項の通知を受けた場合は直ちに一体型カード等による貯金の払戻停止及び振替停止の措置を講じます。

#### 第9条 一体型カード等の機能の廃止等

- (1) 次の場合には、本会員は、当行所定の届書に記名押印（又は署名）し、通帳及び一体型カード等を添えて本支店等に提出してください。
- ① 一体型カード等のクレジットカード機能を廃止しようとするとき
- ② 一体型カード等のキャッシュカード機能を廃止しようとするとき
- ③ 一体型カード等のクレジットカード機能とキャッシュカード機能の双方を廃止しようとするとき
- (2) 前項の届出があったときは、会員規定第21条（退会）第1項による退会の届出及びキャッシュカード規定第20条（カード利用の廃止等）第1項の廃止の届出があったものとして取り扱います。ただし、一体型家族カードのクレジットカード機能又はキャッシュカード機能を廃止しようとして前項の届出をしたときは、会員規定第21条（退会）第2項の退会の届出及びキャッシュカード規定第20条（カード利用の廃止等）第1項の廃止の届出（一体型家族カードに限ります。）があったものとして取り扱います。
- (3) 会員は、次の①から⑤までの一にでも該当する場合は、当行に一体型カード等を提出する場合があること又は回収される場合があること若しくは一体型カード等を利用できなくなる場合があることをあらかじめ了承することとし、それに伴い会員に生じる不利益・損害等について、当行は一切責任を負わないものとします。
- ① 一体型カード等が偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
- ② 当行が一体型カード等の利用を不適当と認めた場合
- ③ 第1項の届出を行った場合
- ④ 会員規定第11条（カード利用の一時停止）によりクレジットカード機能の利用が停止された場合
- ⑤ 会員規定第20条（会員資格の取消）により会員資格が取り消された場合

#### 第10条 特約の改定

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 第11条 各規定の適用

一体型カード等には、この特約のほか、「会員規定」、「キャッシュカード規定」、「生体認証規定」及び「デビットカード規定」が適用されます。ただし、各規定とこの特約とで相違が生じる場合には、この特約が優先して適用され、次いで会員規定が優先して適用されるものとします。

以上